

村上市元気応援訪問サービス サービスコード表（令和6年4月提供分～）

※網掛け部分は単位数変更、斜体下線部分は新設又は名称変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス <u>11</u>	訪問型サービス費(独自)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス <u>11</u> 日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス <u>12</u>		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス <u>12</u> 日割			77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス <u>13</u>		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス <u>13</u> 日割			123単位	123	1日につき
<u>A2</u>	<u>C211</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11</u>	高齢者虐待防止措置未実施減算	<u>事業対象者・要支援1・2(週1回程度)</u>	<u>12単位減算</u>	<u>-12</u>	<u>1月につき</u>
<u>A2</u>	<u>C220</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割</u>			<u>1単位減算</u>	<u>-1</u>	<u>1日につき</u>
<u>A2</u>	<u>C212</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12</u>		<u>事業対象者・要支援1・2(週2回程度)</u>	<u>23単位減算</u>	<u>-23</u>	<u>1月につき</u>
<u>A2</u>	<u>C213</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割</u>			<u>1単位減算</u>	<u>-1</u>	<u>1日につき</u>
<u>A2</u>	<u>C214</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13</u>		<u>事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)</u>	<u>37単位減算</u>	<u>-37</u>	<u>1月につき</u>
<u>A2</u>	<u>C215</u>	<u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割</u>			<u>1単位減算</u>	<u>-1</u>	<u>1日につき</u>
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 <u>1</u>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			
<u>A2</u>	<u>6003</u>	<u>訪問型独自サービス同一建物減算2</u>	<u>事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合</u>	<u>所定単位数の 15%減算</u>		1月につき	
<u>A2</u>	<u>6002</u>	<u>訪問型独自サービス同一建物減算3</u>	<u>同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合</u>	<u>所定単位数の 12%減算</u>			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
<u>A2</u>	<u>6102</u>	<u>訪問型独自口腔連携強化加算</u>	<u>口腔連携強化加算</u>		<u>50単位加算</u>	<u>-50</u>	<u>月1回限度</u>
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			

※ 特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算、(特定)処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算は支給限度額管理の対象外

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入